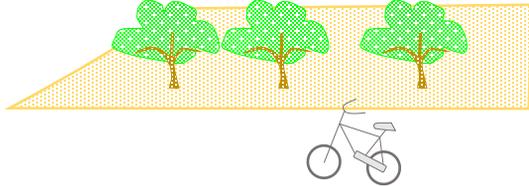


補助制度が
あります！

あなたの
空き家の建て替え、
諦めてませんか？



特例許可を得て 老朽危険空家

の更新をしましょう。

※特例許可：建築基準法第
43条第2項第2号の許可

老朽危険空
家等

解体しても、
建替えできない。



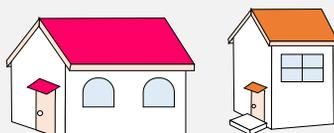
通路協定
を締結



通路協定を締結し、
特例許可を得られれば、
建て替えが可能になり
ます。



接道要件を満たし
ていなくても、ま
だ、諦めないでく
ださい！



詳しくは、裏面をご確認ください。



特定行政庁との協議を行ってください。



市HP
QRコード

問
い
合
わ
せ
先

尼崎市役所
住宅政策課
(市役所 北館5階)

☎ 06-6489-6608

月曜日～金曜日 9:00-17:30
※ 祝日を除く

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

E-mail: ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市HP: <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>
ページ番号:1021365



尼崎市 空家 技術支援

検索

尼崎市空家対策に係る技術的支援

尼崎市では、老朽危険空家等の土地が接道要件を満たしていないことで、建物の更新が滞っていることに関し、建築基準法第43条第2項第2号の許可（以下「特例許可」という。）を得ることでその土地にある老朽危険空家等の除却を促進させるため、当該特例許可を受けるために要する通路協定書の作成等に係る経費の一部を補助を補助します。

◎特定空家等に該当するか、まずはご相談を！

空家対策に係る技術支援の補助概要



補助対象の要件

- ・ 接道要件を満たさない老朽危険空家等の土地に係る特例許可を得るために締結する通路協定書の作成を、専門家（建築士又は測量士等の資格を有しそれを業とする者）に委託するもの
- ・ 令和2年5月1日以降に専門家に通路協定書の作成を委託したものであること
- ・ 通路協定の締結日より前又は通路協定の締結日から一年以内に老朽危険空家等の除却を行うものであること
- ・ 特例許可に係る手続き以外で、申請者以外の者の権利を侵害しないこと。
- ・ 補助対象事業について他の公的補助を受けていないこと。



補助申請できる方



個人の場合 /

※上記、補助対象の要件をすべてを満たしている必要があります。

- ① 補助対象事業に係る契約の締結者であること。
- ② 市税及び県税を滞納していないこと。
- ③ 尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ④ 老朽危険空家等又は老朽危険空家等の土地の所有者等であること。
- ⑤ 老朽危険空家等の除却を行う者であること。



法人の場合 /

個人の場合①～④に下記の要件を追加する。

- ・ 通路協定書の作成を別の法人に委託する法人、その他の団体であること。
- ・ 老朽危険空家等の取得前又は取得後1年以内に事前協議を行い、かつ、取得後3年以内に通路協定を締結し、当該老朽危険空家等の除却を行う者、又は老朽危険空家等を取得後1年以内に当該老朽危険空家等の除却を行い、かつ、取得後3年以内に通路協定を締結する者であること。



31 補助申請期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
※予算に達した場合は終了



補助金の額

通路協定書作成等費用の1/2（上限30万円）※1
を補助します！

※1 例外要件は尼崎市空家対策に係る技術的支援補助実施要綱第6条第2項をご確認ください。



注意事項

補助対象事業における利用の範囲は、1つの通路協定に複数の老朽危険空家等が含まれる場合においても1つの老朽危険空家等のみを対象とし、また、1つの老朽危険空家等においては1つの通路協定の申請に限るものとする。

補助申請の流れ



申請者が提出

※申請に関しては特定行政庁と協議を行ってください。

